



# 「母乳相談受給者証」の取り扱いについて

## 母乳育児を応援しています

佐川町では、母乳育児をしたいお母さんを応援するため、町内の開業助産所で使用できる「母乳相談受給者証」を発行しています。母乳育児に関する相談と乳房マッサージの際使用でき、利用料の一部が公費負担となります。

### ○母乳相談受給者証を利用するには、申請が必要です。

申請場所：健康福祉センターかわせみ内 健康福祉課 生活応援係  
申請に必要な物：印鑑

### ○対象者：佐川町に住民票があり、2歳未満のお子さんを育てているお母さん

### ○利用できる場所

住所：佐川町中組908（狩場） むらた母乳哺育相談所  
電話：22-3465  
営業日時：月・火・水・金・土の午前9時～正午  
休業日：木・日・祝日  
☆臨時休業の場合がありますので、予め電話にてご確認ください。

### ○利用方法

- ・母乳相談受給者証を、むらた母乳哺育相談所にて提示してください。
- ・1回の利用料につき、500円分を助成します。残額は現金でお支払いください。

### ○有効期限：お子さんの2歳の誕生日の前日まで

### ○平成26年度からの変更点

	平成26年4月1日以降	平成26年3月31日まで
交付するもの	母乳相談受給者証	母乳相談補助券 30枚・特例
利用回数	有効期限内であれば回数無制限	特例補助券のみ回数無制限
利用方法	母乳相談受給者証を、むらた母乳哺育相談所で提示する	母乳相談補助券を、むらた母乳哺育相談所に渡す
母乳相談1回あたりの助成金額	500円	500円

※平成26年3月31日以前に交付していた“母乳相談補助券（特例含む）”は、平成26年4月1日以降全て使用できなくなりますのでご注意ください。

### 《申請窓口・問い合わせ先》

佐川町健康福祉センターかわせみ 健康福祉課 生活応援係  
電話：22-7705